

生活援助利用の判断手順

本人ができるか、できないか

本人ができることは、訪問介護サービスを提供することはできません。



必要なサービスか

本人が日常生活を営むうえで必要な内容・回数・時間が対象となります。



同居の親族ができるか、できないか

同居の家族ができる場合は、訪問介護サービスを提供することはできません。同居の家族がいるにも関わらず、生活援助が必要な場合、「3.その他やむを得ない理由」に該当するかどうかを判断します。（判断に困るような場合は、介護福祉課認定給付担当または地域包括支援センターの主任ケアマネジャーに相談してください）



サービス内容の決定

同居の家族がいる場合、『同居の家族がいる場合に提供できないサービス』を確認の上、サービス内容を決定します。

《注意事項》

同居の家族がいる方について生活援助を算定する際は、なぜ同居家族が行うことができないのか、その内容・時間・回数のサービス提供が必要なのかを検討し、サービス担当者会議で最終的な判断をした上で、明確に居宅サービス計画及び訪問介護サービス計画に位置づけてください。特に同居家族の就労を理由とする場合、就労の状況や休日の状況など細かい聞き取りを行ってください。また、第三者が見たときに明確な説明ができるように、算定を決定した経緯が分かるように記録を残してください。

『同居家族がいる場合に提供できないサービス』

- ① 利用者以外の方に対する洗濯、調理、買物、布団干しなど
- ② 利用者が専用する居室以外の共用部分(居間、食堂、台所、浴室、トイレ)等の掃除（ただし、生活実態に応じて個別に認められる場合もあります）

生活援助チェックシート（同居家族あり）

利用者名	年齢・性別	介護度	介護支援専門員名	事業所名	作成日
	歳 男・女				平成 年 月 日
生活援助が必要な理由（利用者本人の身体状況、既往症、など）					

家族について					
《同居家族の続柄》 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 子（男・女） <input type="checkbox"/> 子（男・女）の配偶者					
<input type="checkbox"/> 孫（男・女） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
（特記事項）					
《自宅の形態》 <input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅（ 階）					
<input type="checkbox"/> その他（ ）					
（特記事項）					
《身体等の状況》 <input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> その他					
（障害、疾病の状況）					
《就労状況等（就労時間、休日等、詳しく）》					

利用者 ⇄ 家族の関係

必要と考える生活援助の内容	
	《サービス担当者会議による決定事項》
	【本人の役割】
	【家族の役割】
	【訪問介護が援助する内容】

※サービス担当者会議の記録（コピー）も一緒に綴っておきます。
 ※ケアプランの見直しと同時に（6ヶ月ごとに）見直しをしてください。
 ※市への提出は不要です。

記入例

生活援助チェックシート（同居家族あり）

利用者名	年齢・性別	介護度	介護支援専門員名	事業所名	作成日
☆川 @代	82歳 女	要介護2	〇〇 □□	◎◎居宅介護支援事業所	平成20年2月29日

生活援助が必要な理由（利用者本人の身体状況、既往症、など）

・呼吸器疾患(喘息)により在宅酸素、通院(2週間に1回)している。Drから発作を起こさないよう居室内の清潔に十分な配慮をするよう指示が出ている(空気清浄機を設置している)。下肢筋力の低下により歩行は居室内程度が可能。

家族について

《同居家族の続柄》 夫 妻 子(男・女) 子(男・女)の配偶者
 孫 その他()

(特記事項)

・50歳の息子(次男)と同居。長男は遠方(大阪)に在住、訪問は年に1~2回。

《自宅の形態》 一戸建て 二世帯住宅 集合住宅(階)
 その他()

(特記事項)・築40年の木造2階建て。本人は1階、息子は2階を使用している。基本的な住宅改修(手すり設置など)は行われているが、段差等は解消されていない。

《身体等の状況》 問題なし 障害 疾病 その他

(障害、疾病の状況)

《就労状況等(就労時間、休日等、詳しく)》

・警備会社に勤務。現在は、自宅から車で1時間ほどのところにある病院へ派遣されている。日勤(8~17時)、夜勤(当直:17~8時)を1週間交代。土日は休日だが、年末年始等も出勤になることがある。

利用者 ⇄ 家族の関係

・一般的な関係といえる。息子(次男)は自宅にいるときは家事全般を行っており、すでに10年間、母親(利用者)の介護をほとんど一人で行ってきている。母親の年金収入がほとんどないため、息子の収入で生計を立てている。長男は遠方(大阪)に居住し家族があり頻りに訪問することができない。

必要と考える生活援助の内容

- ① 掃除機かけ、拭き掃除・・・空気清浄機が設置されて入るが古い木造家屋のため、ホコリが立ち易い。
- ② 昼食の準備、服薬の確認・・・息子が昼食を温めて食べるように準備していくが、食べない(または食べても少量)ことが多く、栄養不良気味である。また、そのために服薬をしないこともあり、病状が改善されない原因にもなっている。

《サービス担当者会議による決定事項》

【本人の役割】
 ・ベッド上、ベッド周辺は日頃から整理整頓する。
 ・天気の良い日には窓を開け室内の換気を行う。

【家族の役割】
 ・食事の準備は今までどおり行う。休日は本人と協力して居室の掃除をする。
 ・夜勤の週は昼食後の服薬確認を行う。

【訪問介護が援助する内容】

・月、水、金の午後1時から1時間、居室の清掃(掃除機かけ、拭き掃除)を行う。
 ・昼食後の服薬ができていないか確認(一般状態も観察)する。

※サービス担当者会議の記録(コピー)も一緒に綴じておきます。

※ケアプランの見直しと同時に(6ヶ月ごとに)見直しをしてください。

※市への提出は不要です。